

# 特殊車両関連システム 主な機能改良内容の説明

---

令和7年3月

# 令和7年3月リリースのシステム機能改良項目(1/2)

| No. | 改良項目名                                                         | システム         | 改良効果           | 頁    |
|-----|---------------------------------------------------------------|--------------|----------------|------|
| 1   | ログインパスワードの強化<br>(パスワード発行ルールの変更、2段階認証の導入、再発行機能の追加、メールアドレスの必須化) | 共通<br>(全ユーザ) | セキュリティ対策       | P4~  |
| 2   | ユーザ情報登録における「氏」「名」の分割入力<br>(申請者名の入力は「氏」欄と「名」欄にそれぞれ入力)          |              | その他            | P13~ |
| 3   | ダブル連結トラックの回答書発行機能の追加<br>(ダブル連結トラックの通行手続きの受付開始)                | 通行確認         | 制度改正<br>(緩和適用) | P15~ |
| 4   | リストアスクール車両の登録および申請機能の追加<br>(自動昇降機装置のトレーラの車検証添付が不要)            |              |                | P21~ |
| 5   | 通行可能経路探索時における設定条件の追加<br>(通行条件や経路延長などの諸条件を反映)                  |              | 利便性向上          | P25~ |
| 6   | 追加経路端点の通行可否チェックの導入<br>(追加経路と通行可能経路の接続可否を判定)                   |              |                | P31~ |
| 7   | 手数料明細の出力機能の追加<br>(手数料の内訳を記載した明細書を発行)                          |              |                | P34~ |

# 令和7年3月リリースのシステム機能改良項目(2/2)

| No. | 改良項目名                                             | システム | 改良効果           | 頁    |
|-----|---------------------------------------------------|------|----------------|------|
| 8   | 新規格車の車両高さ限度値の緩和<br>(車両高3.8m超4.1m以下の高さ指定道路を通行可)    | 通行許可 | 制度改正<br>(緩和適用) | P37~ |
| 9   | 高速道路を通行可能な申請車両の拡大<br>(車両総重量が44t超の車両を算定対象範囲に追加)    |      |                | P39~ |
| 10  | 車両入力における重複車両番号のチェック判定<br>(車両番号を誤って重複して登録されないよう判定) |      | 利便性向上          | P41~ |
| 11  | 経路作成時の出発地・目的地反転機能の追加<br>(出発地と目的地の経路入力結果の入れ替えが可能)  |      |                | P43~ |
| 12  | 申請者情報入力時の半角カタカナ入力制御の追加<br>(入力禁止の半角カタカナは入力不可)      |      |                | P45~ |

※ システム改良作業により、以下の期間でシステム稼働(機能全般)を停止します。  
本システムをご利用の皆様へはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。  
○ システム停止期間: 令和7年3月21日(金)18:00~3月24日(月)9:00

※システム停止明けの令和7年3月24日9時より、システム追加機能をご利用いただけます。

## (1)

# ログインパスワードの強化

- ①新たなパスワード体系への変更
- ②パスワード変更機能
- ③パスワード再発行機能の追加

新パスワードは10桁以上の文字列になります  
また、パスワードの変更・再発行が  
システム上で可能となります



# (1) ログインパスワードの強化

## 【改良の概要】

- システム上でパスワードの変更・再発行が可能となります。
  - ✓ 従来、パスワードを忘れた際は、特車運用事務局に問合せる必要がありましたが、申請システムにてパスワードの変更・再発行ができるようになります。
- セキュリティ強化のため、パスワードの設定ルールが変更となります。  
申請者IDをお持ちの方は、新たなパスワード設定が必要となります。
  - ✓ パスワードはご自身での設定が可能となります。下記のパスワード設定ルールを満たす必要があります。
- メールアドレスの登録が必須となります。
  - ✓ パスワードを含む登録情報を変更された場合には、確認コードの入力が必要となります。登録いただいたメールアドレスに特車システムより確認コードを送信しますので、求められた場合は画面に入力ください。

## 【新しいパスワード設定ルール】

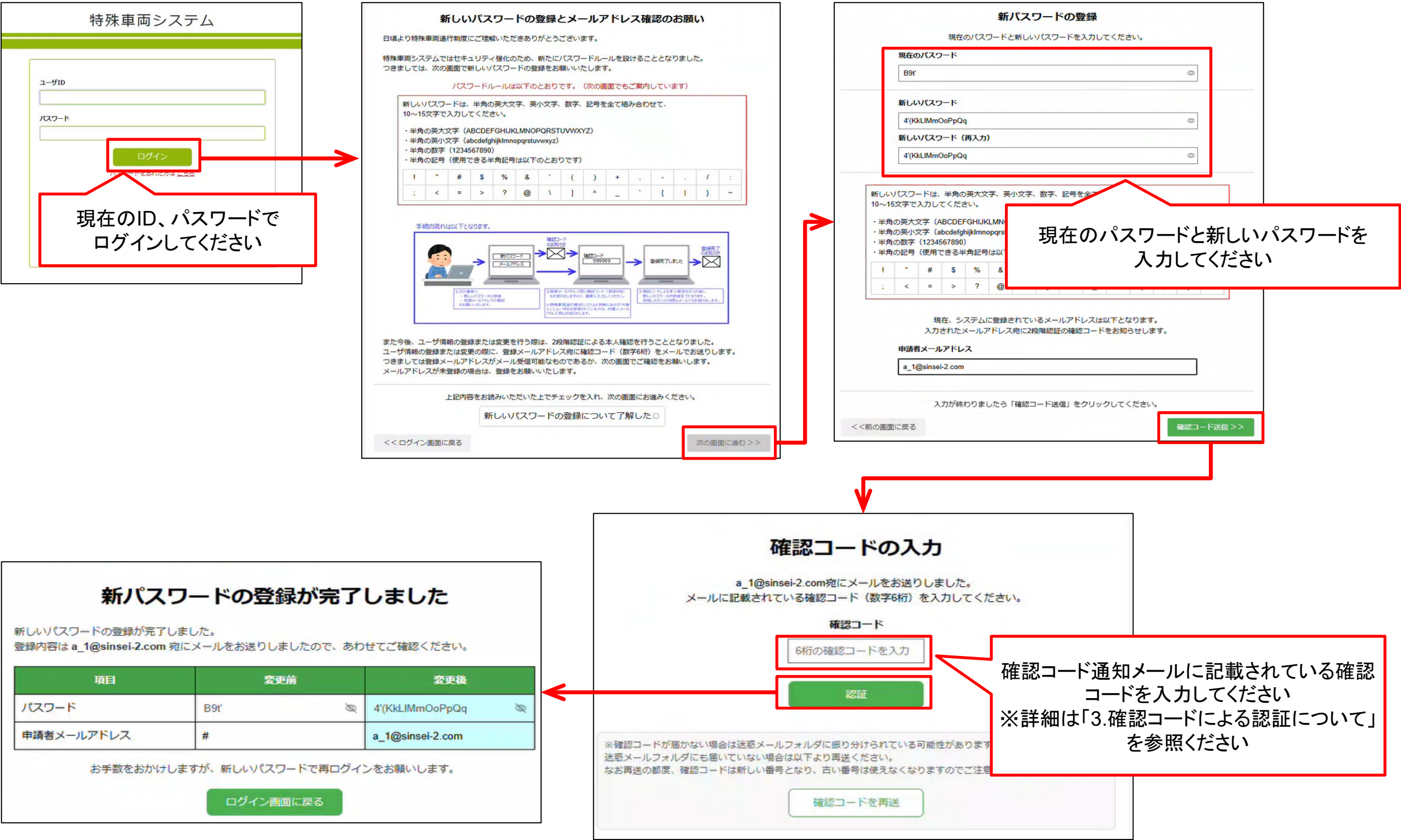
- ・ 使用可能な文字 : 半角の英大文字、英小文字、数字、記号（すべて1文字以上使用）
- ・ 文字数 : 10～15桁

- ・ 半角の英大文字 (ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ)
- ・ 半角の英小文字 (abcdefghijklmnopqrstuvwxyz)
- ・ 半角の数字 (1234567890)
- ・ 半角の記号 (使用できる半角記号は以下のとおりです)

|   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ! | " | # | \$ | % | & | ' | ( | ) | * | + | , | - | . | / | : |
| ; | < | = | >  | ? | @ | [ | ¥ | ] | ^ | _ | ` | { |   | } | ~ |

# ① 新たなパスワード体系への変更(既存ユーザの新パスワードへの移行)

- 既にユーザID、パスワードをお持ち方は、以下の方法から新パスワードに移行してください。



# ①新たなパスワード体系への変更（確認コードによる認証）

- 新パスワードへの移行時、パスワード変更・再発行等、ユーザ情報を登録・変更する際には、確認コードの入力による認証が必要となります。
  - ✓ 確認コードは、登録したメールアドレス宛に送信されます。

## 【確認コードによる認証方法】

### ■ 確認コード通知メール

メール件名 : 【特殊車両システム】確認コード送付のご連絡(999999)  
From : ktr-tokusya-uketsuke@mlit.go.jp

特殊車両運送株式会社  
山田太郎 様

ご利用者様のお手続きに基づき、確認コードを送付いたします。  
以下の確認コードを入力して、お手続きを進めてください。

確認コード : 【999999】  
有効期限 : 【YYYY/MM/DD HH:MM:SS】

有効期限を超えた場合は、確認コードの入力画面の「確認コードを再送」をクリック  
いただき、新しい確認コードを取得してください。  
なお確認コードの入力画面を閉じてしまった場合は、再度お手続きをお願いいたします。  
※再度お手続きいただく場合、今回お送りした確認コードは無効となりますので、  
新しい確認コードのメール到着をお待ちください。

【本メールは送信専用です】

本メールは特殊車両システムに登録いただいたメールアドレスに送付しております。  
本メールにお心当たりのない方は、本メールを破棄していただくようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、特車運用事務局までお問い合わせください。  
なお本メールに返信いただいても、お問い合わせにお答えできません。

特車運用事務局  
Mail : ktr-tokusya-info@mlit.go.jp  
TEL : 048-601-3223  
受付時間 : 9:15～18:00（土日祝日、年末年始を除く）

### ■ 確認コード入力画面

確認コードの入力

a\_1@test.com宛にメールをお送りしました。  
メールに記載されている確認コード（数字6桁）を入力してください。

確認コード

6桁の確認コードを入力

認証

※確認コードが画面から消えた場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。  
なお再送の都度、確認コードが変更されます。

メールに記載されている6桁の確認コードを入力し、  
認証ボタンを押下してください

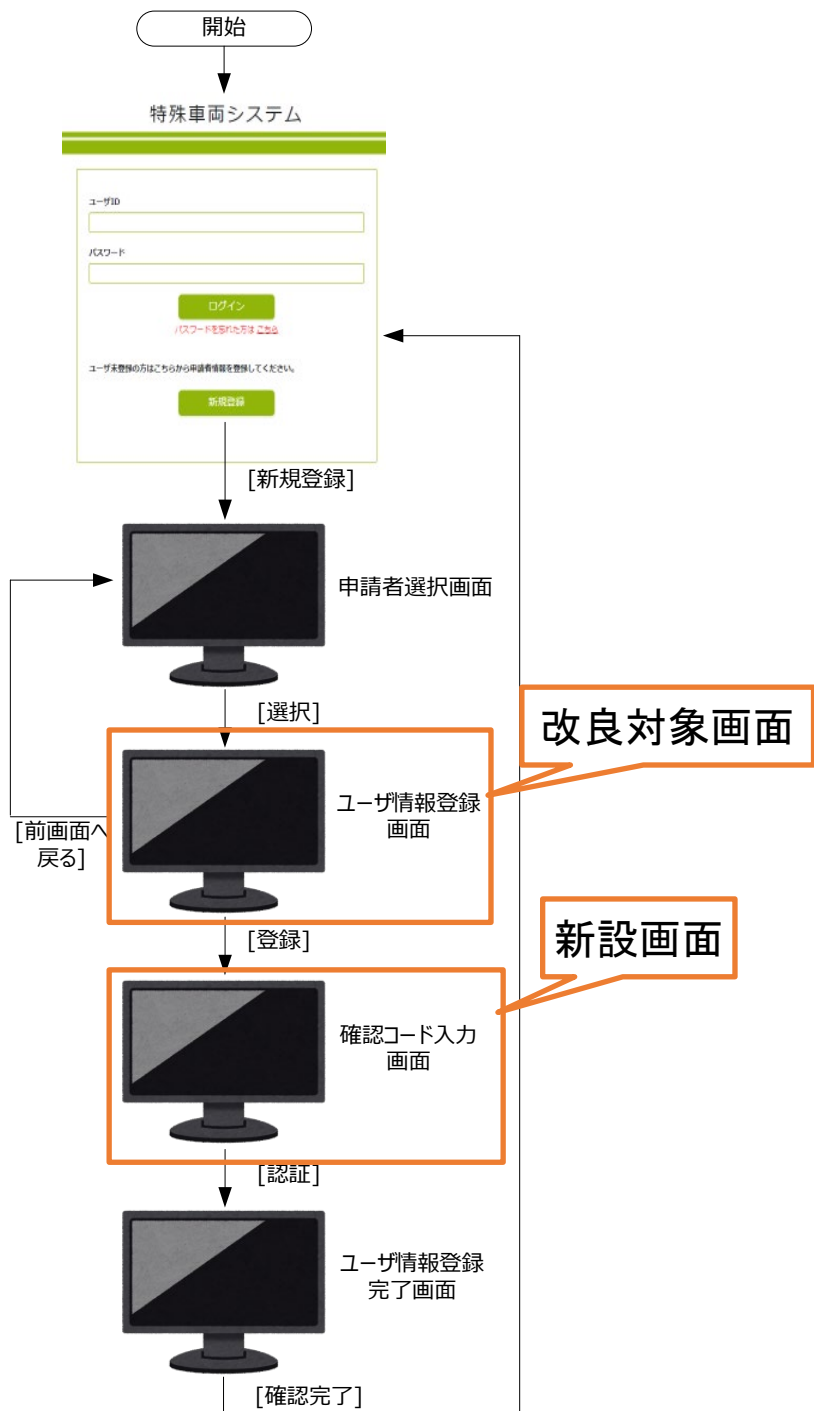
確認コードを再送



# ①新たなパスワード体系への変更(新規ユーザの登録)

- ユーザID、パスワードを新規発行する場合の流れと操作方法を記します。
- ユーザ情報登録画面にて、ご自身でパスワード、申請者情報、メールアドレスを登録してください。  
※パスワード設定：半角の英大文字、英小文字、数字、記号を全て組合せて10～15桁  
✓ 確認コードによる認証については、P7の「確認コードによる認証」を参照ください。

【ユーザ情報の新規登録の流れ】



【ユーザ情報新規登録画面】

The screenshot shows the 'ユーザ情報登録' (User Information Registration) screen. Key features and annotations include:

- パスワード (Password):** Required field. Instructions: 英大文字、英小文字、数字、記号を組み合わせて10～15文字で入力してください。 (Combine uppercase letters, lowercase letters, numbers, and symbols to enter 10-15 characters.)
- パスワード (再入力) (Password (Re-entry)):** Required field. Same instructions as above.
- 新しいパスワードは、半角の英大文字、英小文字、数字、記号を全て組み合わせて、10～15文字で入力してください。** (The new password must be a combination of half-width uppercase letters, lowercase letters, numbers, and symbols, totaling 10-15 characters.)
- パスワードのルール (Password Rules):**
  - ・半角の英大文字 (ABCDEF...)
  - ・半角の英小文字 (abcde...)
  - ・半角の数字 (1234567890)
  - ・半角の記号 (使用できる半角記号は以下のとおりです)
- パスワードの記号表 (Password Symbol Table):** A table listing usable symbols: !, ", #, \$, %, &, ', (, ), +, ,, -, ., /, :, ;, <, =, >, ?, @, ￥, ], ^, \_ , ` , {, |, }, ~.
- 申請者 (Applicant):** Includes fields for legal district, company name (Kanji/Kana), representative name (Kanji/Kana), postal code, address (prefecture, city, town/village, zip code, building name), and phone number.
- 申請担当者 (Applicant Representative):** Includes fields for name (Kanji/Kana), postal code, address, and phone number.
- メールアドレス (Email Address):** Required field. Instructions: 申請担当者のメールアドレスを入力してください。 (Enter the applicant representative's email address.)
- メールアドレスの注釈 (Email Address Note):** ※登録メールアドレス宛に2段階認証の確認コードをお知らせします。登録したメールアドレスが変更になった際には、必ず更新をお願い致します。 (We will send a two-step authentication confirmation code to the registered email address. If the registered email address changes, please update it.)

# ②パスワード変更機能

- パスワードの変更は、ログイン画面の「ユーザ情報更新」から行うことが可能です。
- メールアドレスの登録が必須となります。
- パスワードを含む情報を更新しますと、登録いただいたメールアドレスに確認コードが送信されますので、画面に入力の上、認証を受けてください。

## 【パスワードの変更方法】



現在のパスワード、新しいパスワードを入力してください

ユーザID ●

※パスワードを変更する場合は「現在のパスワード」と「新しいパスワード」を入力してください。

現在のパスワード

新しいパスワード

新しいパスワード (再入力)

新しいパスワードは、半角の英大文字、英小文字、数字、記号を全て組み合わせて、10～15文字で入力してください。

・半角の英大文字 (ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ)

・半角の英小文字 (abcdefghijklmnopqrstuvwxyz)

・半角の数字 (1234567890)

・半角の記号 (使用できる半角記号は以下のとおりです)

|   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ! | " | # | \$ | % | & | ' | ( | ) | + | , | - | . | / | : |
| ; | < | = | >  | ? | @ | ¥ | ] | ^ | _ | ` | { |   | } | ~ |

申請者

法人区分等

メールアドレス 必須

登録

リセット

前画面へ戻る

メールアドレスを入力してください

確認コードの入力

宛にメールをお送りしました。

メールに記載されている確認コード (数字6桁) を入力してください。

確認コード

6桁の確認コードを入力

認証

※確認コードが届かない場合は迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、ご確認ください。  
迷惑メールフォルダにも思っていない場合は以下より再送ください。  
なお再送の回数、確認コードは新しい番号となり、古い番号は使えなくなりますのでご注意ください。

確認コードを再送

ユーザ情報の更新が完了しました

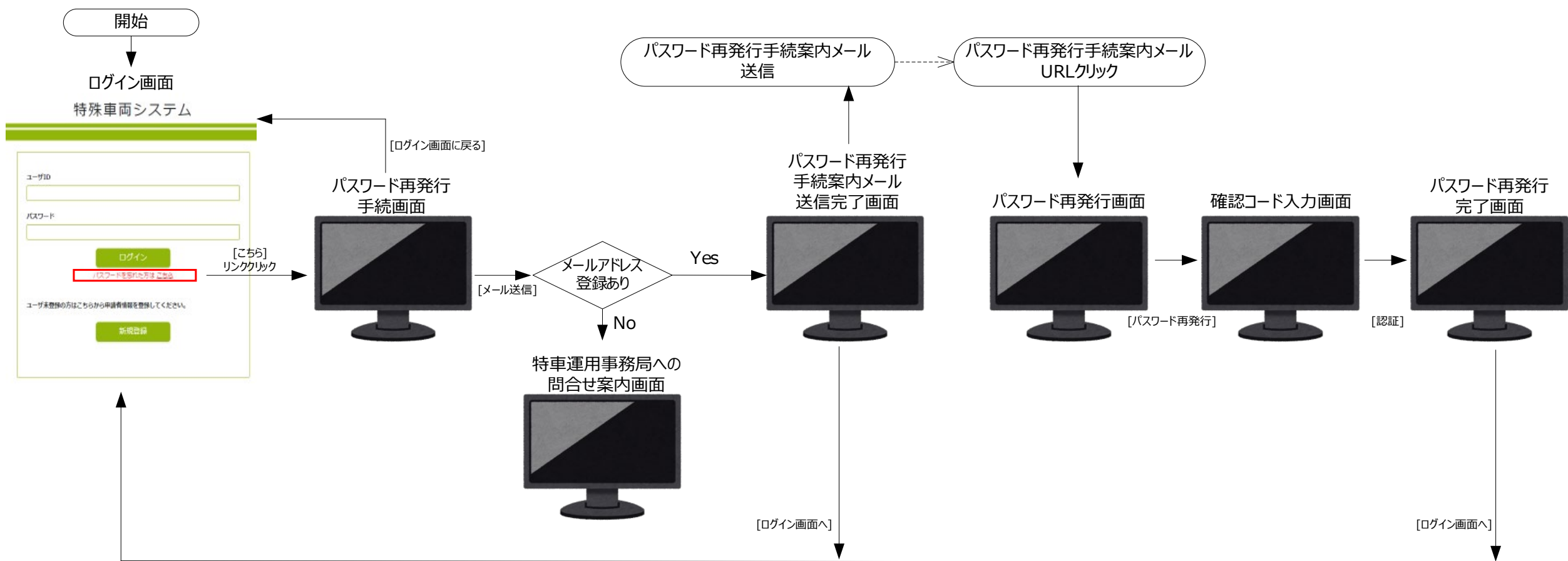
ユーザ情報の更新が完了しました。  
更新内容は dairi@302.com 宛にメールをお送りしましたので、あわせてご確認ください。

| 項目    | 変更前         | 変更後               |
|-------|-------------|-------------------|
| パスワード | *****       | (変更なし)            |
| 申請者   | 会社名・氏名 (漢字) | 株式会社すと            |
|       | 会社名・氏名 (カナ) | テスト               |
|       | 代表者名 (漢字)   | 代表 名前             |
|       | 代表者名 (カナ)   | ダイショウ ナマエ         |
|       | 郵便番号        | 991-9999          |
|       | 住所          | 北海道ですとでテストビル4F    |
| 申請担当者 | 電話番号        | 99-8888-7777      |
|       | 部署名         | 部署                |
|       | 担当番号 (漢字)   | 担当 名前             |
|       | 電話番号        | 88-8888-8888      |
|       | FAX番号       | 77-7777-7777      |
|       | メールアドレス     | tes31@test.co.jp  |
| 代理人   | 代理人区分       | その他               |
|       | 続柄          | なし                |
|       | 行政書士登録番号    | 11111111          |
|       | 代理人名 (漢字)   | 代理人 名前            |
|       | 代理人名 (カナ)   | ダイリニン ナマエ         |
|       | 郵便番号        | 123-4567          |
|       | 住所          | 東京都特車市1-2-3トクシャビル |
|       | 電話番号        | 12-3456-7890      |
|       | FAX番号       | 09-8765-4321      |
|       | メールアドレス     | dairi@301.com     |

### ③パスワード再発行機能の追加

- パスワードを再発行する場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」を押下ください。パスワードの再発行手続き画面に遷移しますので、画面の案内に従い、手続きください。
- パスワードの再発行には、登録されたメールアドレス宛に送付される確認コードの入力による認証が必要となります。メールアドレスを登録していない場合は、特車運用事務局までお問い合わせください。

【パスワードの再発行の流れ】







# ③パスワード再発行機能の追加(メールアドレスを登録していない場合)

- メールアドレスを登録していない場合は、特車運用事務局への問合せ案内画面が表示されますので、画面の案内に従い、特車運用事務局までお問い合わせください。

## 【パスワードの再発行方法】

特殊車両システム

ユーザID

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた方は [こちら](#)

ユーザ未登録の方はこちらから申請者情報を登録してください。

新規登録

パスワードの再発行

ユーザIDと会社名を入力してください。

ユーザID

会社名

会社名は、お手元にある最新の書類  
・ 許可証 (特殊車両通行許可制度)  
・ 回答書 (特殊車両通行確認制度)  
に表示されている名称をそのまま入力してください。

許可証 (特殊車両通行許可制度)

回答書 (特殊車両通行確認制度)

<<ログイン画面に戻る

次の画面に進む>>

ユーザID、会社名を入力してください

会社名は「株式会社」や「有限会社」などの法人格も含めて入力してください

会社名は「株式会社」や「有限会社」などの法人格も含めて入力してください

恐れ入りますが特車運用事務局までお問い合わせください

該当のユーザIDはメールアドレスが登録されていません。

恐れ入りますがパスワードの再発行はお取り扱いできませんので、お手元にある許可証等をご確認いただき、下記の申請者情報・申請担当者情報を特車運用事務局までメールでご連絡ください。

ご連絡いただいた申請者情報・申請担当者情報が、システム登録情報と一致することを確認の上、折り返し、現在のパスワードをメールでご連絡いたします。

【メール宛先】  
ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

【申請者情報】  
・ユーザID  
・申請法人名とそのフリガナ  
・代表者名  
・郵便番号  
・住所  
・電話番号

【申請担当者情報】  
・担当者名

ログイン画面へ



## (2)

# ユーザ情報登録における 「氏」・「名」の分割入力

申請者名・担当者名などは、  
「氏」と「名」に分割して入力します

## (2) ユーザ情報登録における「氏」・「名」の分割入力

- ユーザ情報の管理方法は、申請者名は「氏」と「名」に入力項目を分割する方式に変更します。
  - ✓ 申請代理人名については、会社名（行政書士名）となる場合があるため、「名」欄は任意入力としています。

### 【改良の概要】

#### 改良後

|               |           |
|---------------|-----------|
| 申請者           |           |
| 法人区分等         | その他（なし） ▼ |
| 会社名・氏名（漢字） 必須 | 特車検証      |
| 会社名・氏名（カナ） 必須 | トクシャケンショウ |
| 代表者名（漢字） 必須   | 氏 特車      |
|               | 必須 名 次郎   |
| 代表者名（カナ） 必須   | 氏 トクシャ    |
|               | 必須 名 ジロウ  |

|             |          |
|-------------|----------|
| 申請担当者       |          |
| 部署名 必須      | 本社       |
| 担当者名（漢字） 必須 | 氏 特車     |
|             | 必須 名 ハナコ |

#### 【改良ポイント】

- ・ 政府情報システムの標準画面仕様に合わせた画面レイアウトとしています。

### ＜ユーザ情報の更新方法＞

- ・ 次の手順から、ユーザ情報の申請者名を更新してください。
  - 更新登録後は、都度入力していただく必要はありません。

【Step 1】 ログイン後、「ユーザ情報更新」をクリック



【Step 2】 ユーザ情報更新画面で、代表者名、申請担当者名を氏・名の入力欄に入力し登録ボタンをクリック  
※初期表示は「氏」側に登録済の氏名が表示されます

【Step 3】 申請データ作成時には、登録したユーザ情報の氏・名で申請書情報入力項目に自動反映されます

( 3 )

## ダブル連結トラック 回答書発行機能の追加

通行確認システムにて  
ダブル連結トラックの通行手続きが  
可能となります

# (3) ダブル連結トラック回答書発行機能の追加

## 【改良の概要】

- 通行確認システムにてダブル連結トラックの通行手続きが可能となります。
  - ✓ 従来は通行許可システムでのみ通行手続きが可能でしたが、通行確認システムにおいてもダブル連結トラックの通行手続きができるようになりました。
- 下記3つの条件を満たすダブル連結トラックを対象に通行手続きが可能となります。
  - ①車種がフルトレーラ（バン型）であり、車両長が21m超25m以下であること  
車両長以外の諸元は、特例8車種相当であること
  - ②ダブル連結トラックとして製造された車両であること（型式で判断します）
  - ③連結時の車両諸元（旋回性能を示す数値）が基準値以内であること
- 通行手続き方法の詳細については、システム操作説明資料をご確認ください。

## 【ダブル連結トラックの通行手続きで必要な事項】

| 場面         | ダブル連結トラックの場合に登録・設定が必要となる事項                                                               |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 車両登録       | 運転者情報の登録                                                                                 |
| 起終点、経由点の設定 | ・主な通行経路区間の経由地点（主経路・代替経路）<br>・起点側重要物流道路等区間の経由地点（主経路・代替経路）<br>・終点側重要物流道路等区間の経由地点（主経路・代替経路） |



# ①ダブル連結トラックの車両登録方法

- 以下の条件を満たす場合、ダブル連結トラックとして車両登録することが可能です。
  - ①単車・トラクタの牽引区分が「単車」、車種が「トラック」であること
  - ②トラック、トレーラともにダブル連結トラックとして製造された型式であること
- ダブル連結トラックとして車両登録する場合、運転者情報の登録が必要となります。
  - ✓ 車両諸元設定画面の「運転者情報登録ボタン」を押下すると、運転者情報登録画面に遷移します。画面の案内に従い、運転者情報を登録してください。

## ■ 車両諸元設定画面

■新規開発車両適合証明書の添付

登録する車両が新規開発車両の場合は新規開発車両設計製作基準適合証明書、又は新規開発車両設計製作基準(準)適合証明書を添付してください。

新規開発車両設計製作基準適合証明書、又は準適合証明書：

適合証明書\_20200910.pdf

選択

■ダブル連結トラック

☒ ダブル連結トラックとして登録する

運転者情報登録

ダブル連結トラックとして登録する場合は、上記をチェックし、運転者情報を登録してください。  
運転者情報の登録後、入力完了ボタンを押して登録を完了してください。  
入力可両ボタンを押さずに画面を閉じると、運転者情報登録が完了しませんのでご注意ください。

閉じる

入力完了

## ■ 運転者情報登録画面

運転者情報登録

自動車登録番号: 札幌100ス4999

型式

ABCDEFGH

運転者一覧

新規追加

登録内容変更

削除

| 番号 | 運転者氏 | 運転者名 | 従事期間     | 書類登録                  |                       |                       | 選択                       |
|----|------|------|----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|
|    |      |      |          | 従事期間                  | 実技訓練                  | 無事故・無違反               |                          |
| 1  | 特車   | 一郎   | 5年以上     | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 対象外                   | <input type="checkbox"/> |
| 2  | 特車   | 次郎   | 3年以上5年未満 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3  | 特車   | 三郎   | 5年以上     | <input type="radio"/> | 未登録                   | 対象外                   | <input type="checkbox"/> |

入力した内容が提出書類の内容になります。  
運転する可能性のある運転者情報をすべて入力してください。

閉じる

運転者情報登録・運転者に係る書類登録

|       |                                                                      |                                   |                                                                                                                                       |
|-------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運転者・氏 | 全角○文字まで                                                              |                                   |                                                                                                                                       |
| 運転者・名 | 全角○文字まで                                                              |                                   |                                                                                                                                       |
| 従事期間  | <input type="radio"/> 5年以上 <input checked="" type="radio"/> 3年以上5年未満 |                                   |                                                                                                                                       |
| 書類登録  | 従事期間に関する書類                                                           | 免許証の写し及びけん引免許の保有年数を記した書面          | <div>ファイル追加</div> 特車太郎_運転者台帳.pdf <input type="checkbox"/> <div>削除</div>                                                               |
|       | 勤務証明書                                                                |                                   | <div>ファイル追加</div> 特車太郎_勤務証明書.jpg <input type="checkbox"/> <div>削除</div>                                                               |
|       | 実技訓練に関する書類                                                           | 実技訓練を受講したことを証する書面                 | <div>ファイル追加</div> 安全研修修了証.png <input type="checkbox"/> <div>削除</div>                                                                  |
|       | 無事故・無違反であることの確認                                                      | 直近3年間無事故・無違反であることを証する書面           | <div>ファイル追加</div> 無事故無違反証明書.pdf <input type="checkbox"/> <div>削除</div> <div>無事故無違反の証.pdf</div> <input type="checkbox"/> <div>削除</div> |
|       | 登録日 (前回変更日)                                                          | 2024/1/10 15:00 (2025/6/30 11:30) |                                                                                                                                       |

登録内容の確認チェック

|                 |                   |                          |                          |
|-----------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 従事期間に関する書類      | (従事期間5年以上の場合)     | 大型自動車運転業務に直近5年以上従事していること | <input type="checkbox"/> |
|                 | (従事期間3年以上5年未満の場合) | 大型自動車運転業務に直近3年以上従事していること | <input type="checkbox"/> |
|                 | (従事期間5年以上の場合)     | けん引免許を5年以上保有していること       | <input type="checkbox"/> |
|                 | (従事期間3年以上5年未満の場合) | けん引免許を1年以上保有していること       | <input type="checkbox"/> |
| 実技訓練に関する書類登録    | (従事期間5年以上の場合)     | 2時間以上の実技訓練を受講していること      | <input type="checkbox"/> |
|                 | (従事期間3年以上5年未満の場合) | 12時間以上の実技訓練を受講していること     | <input type="checkbox"/> |
| 無事故・無違反であることの確認 | (従事期間3年以上5年未満の場合) | 直近3年間無事故・無違反であること        | <input type="checkbox"/> |

☐ 上記内容に間違いが無いことを確認しました

閉じる

入力完了

## ②経路探索時の起点、終点、経由点の設定方法

- ダブル連結トラックの経路確認では、下記経由地点を設定いただく必要があります。
  - ・主な通行経路区間の経由地点（主経路・代替経路）
  - ・起点側および終点側の重要物流道路等区間における経由地点（主経路・代替経路）※  
※起終点を主な通行経路上に設定する場合、設定できないことがあります。
- また、以下の経由地点、接続交差点が設定可能となります。
  - ・起点側および終点側のラストマイル経由地点（主経路・代替経路）※
  - ・起点側および終点側の接続主な通行経路交差点
  - ・起点側および終点側の接続重要物流道路等交差点※  
※起終点を主な通行経路上に設定する場合、設定できないことがあります。

起点・終点・経由地点設定

基本情報入力 車両設定 積載貨物設定 車両情報確認 経路設定 添付資料設定 手数料確認 支払

地図上を右クリックして、希望する起点・終点、主経路・代替経路の経由地点を設定してください。

起点・終点・経由地点

主経路

代替経路

起点 S

出発地住所 東京都北区赤羽2丁目

交差点番号 5339550115

経由地点1 T1

交差点住所 東京都板橋区仲代3丁目

交差点番号 5339550734

起点側接続重要物流道路等交差点

交差点住所 東京都板橋区仲代3丁目

交差点番号 5339550734

起点側重要物流道路等区間経由地点1 T1

交差点住所 東京都板橋区仲代3丁目

起点に設定

終点到設定

主な通行経路区間（主経路）の経由地点に設定

主な通行経路区間（代替経路）の経由地点に設定

起点側重要物流道路等区間（主経路）の経由地点に設定

起点側重要物流道路等区間（代替経路）の経由地点に設定

終点側重要物流道路等区間（主経路）の経由地点に設定

終点側重要物流道路等区間（代替経路）の経由地点に設定

起点側ラストマイルの経由地点に設定（任意）

終点側ラストマイルの経由地点に設定（任意）

起点側の接続重要物流道路等交差点に設定（任意）

終点側の接続重要物流道路等交差点に設定（任意）

起点側の接続主な通行経路交差点に設定（任意）

終点側の接続主な通行経路交差点に設定（任意）

詳細表示

戻る

次へ



### ③主な通行経路のうち、経路設定不可区間について

- 現在、主な通行経路のうち、以下のインターチェンジ等を跨ぐ区間の経路設定には対応しておりません。経路探索では、これら区間を通過しない経路を通行可能な経路として設定されますので、ご利用の際にはご注意ください。

| 路線名       | 通行確認システムが対応していない<br>インターチェンジ、区間 |
|-----------|---------------------------------|
| 首都高速道路湾岸線 | 高谷ジャンクション～幸浦出入口                 |
| 中国自動車道    | 小月インターチェンジ                      |
| 松山自動車道    | いよ小松インターチェンジ                    |
| 高知自動車道    | 新宮・大豊インターチェンジ                   |

- 当該区間を通過する経路設定は今後対応予定ですので、改めてお知らせいたします。

#### 【注意喚起の画面イメージ】



画面上にも注意喚起文が表示されます

# ④ダブル連結トラックの回答書発行イメージ

- ダブル連結トラックの回答書には、専用の条件書が添付されます。
  - ✓ 通行確認制度を利用してダブル連結トラックを運行する際は、この条件書に記載された条件に従ってください。

## 【条件書イメージ（ダブル連結トラックのみ記載部分）】

| 条件書                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 長さが 21m を超えるフルトレーラ連結車の通行にあたっては、以下を条件とする。                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 1. 通行経路では、他の長さが 21m を超えるフルトレーラ連結車と接近して縦列をなして通行しないこと。                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 2. 原則として、道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては、登坂車線）を通行し、追い越しをしないこと。                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 3. 故障時等に車両を非常駐車帯など路上に停車させた場合において、後続車両の追突事故を防止する観点から必要なときは、板状及び灯火式の両方の停止表示機材を使用すること。                                                                                                                                                                                                              |  |
| 4. 通行中は、業務支援用 ETC2.0 車載器を稼働させ、DSRC 路側無線機と通信できる状態を維持すること。                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 5. 通行にあたっては、以下の条件を遵守すること。                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| (1) 車両の装置等に係る条件                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 車両に以下の全ての装置等を備えていること。                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| ①アンチロックブレーキシステム                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| ②衝突被害軽減ブレーキ又は自動車間距離制御装置                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| ③車両安定性制御システム                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| ④車線逸脱警報装置                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| ⑤後部視界を確保するための被けん引車後端のカメラシステム及びモニター（運転者の視野に入る場所に設置されたものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| ⑥デジタルタコグラフ                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| ⑦車載型自動軸重計測装置（OBW）又は出発時に計測した当該車両の車軸ごとの軸重を記録した書類                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| ⑧エアサスペンション（電子制御ブレーキシステムを装備している車両にあつてはけん引車の操舵軸以外の全ての車軸に、それ以外の車両にあつては全ての車軸に装備されているものに限る。）                                                                                                                                                                                                          |  |
| ⑨ディスクブレーキ又はドラムブレーキ                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| ⑩リターダ（補助ブレーキ）                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| ⑪デフロック又はトラクションコントロールシステム（空転防止装置）                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| ⑫間接視界を確保するための装置（バックミラー等）                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| ⑬被けん引車のバックライト                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| ⑭車体輪郭のマーキング（反射材を用いたものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| ⑮車両の長さ及び「追越注意」の文言を表示するプレート（後続車の運転者が容易に視認できる箇所に設置され、かつ、視認しやすい色彩の反射材を用いたものであって、一文字の大きさが 15 cm×15 cm 以上のものに限る。）                                                                                                                                                                                     |  |
| (2) 運転者に係る条件                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| ①又は②のいずれかの要件を満たす運転者が運転すること。                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| ① i) 業務経験 大型自動車運転業務に直近 5 年以上従事していること                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| ii) 免許 けん引免許を 5 年以上保有していること                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| iii) 実技訓練 2 時間以上の実技訓練を受講していること                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| ② i) 業務経験 大型自動車運転業務に直近 3 年以上従事していること                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| ii) 免許 けん引免許を 1 年以上保有していること                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| iii) 実技訓練 12 時間以上の実技訓練を受講していること                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| iv) 直近 3 年間無事故・無違反であること                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| (3) 積載する貨物に係る条件                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 以下の貨物を積載しないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| ①道路法施行令第 19 条の 12 各号及び第 19 条の 13 第 1 項各号に掲げる貨物                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| ②大量の液体                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| ③動物                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 6. 通行にあたっては、以下の書類を必ず携行すること。                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| (1) 運転者が大型自動車運転業務に直近 5 年以上従事し、かつ、けん引免許を 5 年以上保有し、実技訓練を最低 2 時間以上受講したことを証する書面で確認の求めに係る書類として提出されたもの又は確認を求めた日以降に作成されたもの。ただし、直近の大型自動車運転業務の従事期間が 5 年未満の場合は、運転者が大型自動車運転業務に直近 3 年以上従事し、かつ、けん引免許を 1 年以上保有し、実技訓練を最低 12 時間以上受講したことを証する書面、直近 3 年間無事故・無違反であることを証する書面で確認の求めに係る書類として提出されたもの又は確認を求めた日以降に作成されたもの。 |  |
| (2) 出発時に計測した当該車両の車軸ごとの軸重を記録した書類（車両に OBW を装備している場合を除く。）                                                                                                                                                                                                                                           |  |

## (4)

# リストアスクール車両の登録および申請機能の追加

2024年4月以降に車検証が登録・更新された  
自動昇降機装置があるトレーラは車検証添付が  
不要で車両登録できるようになります



## (4) リフトアスクル車両の登録および申請機能の追加

- 2023年10月30日から、特車通行確認システムでは車軸自動昇降装置があるトレーラ（リフトアスクルトレーラ）が車検証(自動車検査証または車軸下降時の各軸重が確認できる書類)のPDFを添付することで、車軸下降時の軸数、軸重で車両登録できるようになりました。
- さらなる利便性改善により、車検証のPDF添付不要で車両登録ができるようになります。なお、対象となるのは2024年4月以降に車検証を更新または登録したリフトアスクルトレーラです。



### 【改良前後の比較】

|                                      | 改良前                    | 改良後                             |
|--------------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 車両登録方法<br>(車検証登録・更新時期：<br>2024年4月以降) | 車検証を添付し、車軸下降時の軸数、軸重を登録 | <b>車検証添付不要で車軸下降時の軸数、軸重を自動入力</b> |
| 車両登録方法<br>(車検証登録・更新時期：<br>2024年3月以前) | 車検証を添付し、車軸下降時の軸数、軸重を登録 | 車検証を添付し、車軸下降時の軸数、軸重を登録          |

#### 自動車検査証

～  
～  
～

#### 備考

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時、後前軸重1660kg、後中軸重1660kg、後後軸重1660kg

車検証と同じ軸数、軸重が自動入力されます。

### ※注意事項

車検証と異なった情報で登録された場合、道路法 第四十七条の九より、不正な登録とみなし、車両登録の取り消しの対象となる可能性がある旨、ご注意ください。

# ①リストアスクール車両（自動昇降機装置があるトレーラ）の登録方法(1/2)

- ① 車両登録時の車名・型式検索画面で、「車軸自動昇降機があるトレーラ(リフトアクスル トレーラ)」を登録する場合は・・・」のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ② 「自動入力」ボタンを押下し、2024年4月以降に車検証が登録または更新された車両であれば軸数が自動で入力され、車検証添付が不要となります。

## ◆車両登録 車名・型式検索画面

特車通行確認制度システム  
車両登録

申請者ID: ssdev01 氏名: 特車太郎3

トップページ ログアウト

新規登録・編集

車両登録

単車・トラクタ トレーラ

■新規登録・編集車両一覧

①チェックボックスにチェック☑を入れます

自動車登録番号

|   |        |                |               |
|---|--------|----------------|---------------|
| 1 | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) | 設定            |
| 2 | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) | 設定            |
| 3 | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) | 特車 240た108 設定 |
| 4 | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |               |

車名・型式検索

自動車登録番号を入力し、自動入力ボタンをクリックして下さい。

自動入力

車軸自動昇降装置があるトレーラ (リフトアクスルトレーラ) を車軸降下状態で登録する場合は下記にチェックしてください。

☒ 車軸自動昇降装置があるトレーラを登録する

チェック後、【車検証登録情報】画面の軸数が自動で設定されなかった場合には、車検証 (自動車検査証) を添付してください。電子車検証の場合は、「自動車検査証」ではなく、「自動車検査証記載事項」を添付してください。

車検証登録情報

|         |                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 車名      |                                                                                       |
| 型式      |                                                                                       |
| 軸数      | 2軸(後2軸) <div>車検証等添付</div>                                                             |
| 軸数(その他) | <input type="checkbox"/> <div>車検証情報から参照された軸数と異なる軸数で登録する場合は、左記にチェックし軸数を選択してください。</div> |

閉じる

設定

【改良ポイント】

・車検証の修正は不要となります。。

②軸数が自動で入力されます

新規車両追加

重量測定一括設定

削除

| 更新 | 車検証 | 車両諸元 | 重量測定方法 | チェックエラー | 選択                       |
|----|-----|------|--------|---------|--------------------------|
| 修正 | 編集  |      | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 修正 | 編集  |      | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 修正 | 設定  |      | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 修正 | 設定  |      | 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |

車両登録

# ①リストアスクール車両（自動昇降機装置があるトレーラ）の登録方法(2/2)

- ③ 新規登録・編集画面で、車両諸元の「設定」ボタンを押下してください。
- ④ 車軸下降時の車検証の軸重値が自動入力されていますので、その他の諸元を入力してください。

## ◆新規登録・編集画面

特車通行確認制度システム  
車両登録

申請者ID: ssdev01 氏名: 特車太郎3  
法人名: 株式会社特車運送 1 1 1 1

トップページ ログアウト

新規登録・編集

単車・トラクタ トレーラ

■新規登録・編集車両一覧

表示件数: 4件

| 番号 | 牽引区分   | 車種             | 自動車登録番号 | 車名 | 型式 | 軸数      | 軸数 | 添付済車検証 | 車両諸元 | 重量測定方法 | チェックエラー | 選択                       |
|----|--------|----------------|---------|----|----|---------|----|--------|------|--------|---------|--------------------------|
| 1  | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |         |    |    | 2軸(後2軸) | 有  | 修正     | 設定   | 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 2  | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |         |    |    | 2軸(後2軸) | 有  | 修正     | 編集   | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 3  | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |         |    |    | 2軸(後2軸) | -  | 修正     | 編集   | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 4  | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |         |    |    | 2軸(後2軸) | 有  | 修正     | 設定   | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |

特車通行確認制度システム  
車両登録

新規登録・編集

単車・トラクタ トレーラ

■新規登録・編集車両一覧

表示件数: 7件

| 番号 | 牽引区分   | 車種             | 自動車登録番号 | 車名 | 型式 | 軸数      | 軸数 | 添付済車検証 | 車両諸元 | 重量測定方法 | チェックエラー | 選択                       |
|----|--------|----------------|---------|----|----|---------|----|--------|------|--------|---------|--------------------------|
| 1  | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |         |    |    | 2軸(後2軸) | 有  | 修正     | 設定   | 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 2  | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |         |    |    | 2軸(後2軸) | 有  | 修正     | 編集   | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 3  | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |         |    |    | 2軸(後2軸) | -  | 修正     | 編集   | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 4  | セミトレーラ | 一般セミトレーラ (バン型) |         |    |    | 2軸(後2軸) | 有  | 修正     | 設定   | 確認済    | -       | <input type="checkbox"/> |

特車通行確認制度システム  
車両登録

■軸数・軸重・G値設定

| 1軸 |        |    | 2軸 |        |    | 3軸 |        |    |
|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|
| 輪数 | 軸重(kg) | G値 | 輪数 | 軸重(kg) | G値 | 輪数 | 軸重(kg) | G値 |
|    | 1500   |    |    | 2500   |    |    |        |    |

1 2

※1 最外輪中心間距離

| 最外輪中心間距離(Gコード) | コード |
|----------------|-----|
| 200cm以下        | 1   |
| 201cm~225cm    | 2   |
| 226cm~250cm    | 3   |
| 251cm~275cm    | 4   |
| 276cm~300cm    | 5   |

特車通行確認制度システム  
車両登録

■重量測定方法

| 重量測定方法 | チェックエラー | 選択                       |
|--------|---------|--------------------------|
| 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |
| 未確認    | -       | <input type="checkbox"/> |

【改良ポイント】  
・車検証の修正は不要となります。

③「設定」ボタンを押下

④車軸下降時の車検証の軸重値が自動入力されていますので、その他の諸元を入力してください。

## (5)

# 通行可能経路探索時における 設定条件の追加

経路探索条件の設定内容が増え、希望される  
通行可能経路が求まりやすくなります



## (5) 通行可能経路探索時における設定条件の追加

- 通行確認システムを利用して通行可能経路を探索する際、算定予約前に重要物流道路等接続交差点及びラストマイル上に経由地を設定できるようになります。
  - ✓ 重要物流道路等接続交差点を算定前の段階から設定可能とするとともに、経由地を重要物流道路上以外の交差点も設定できるよう改良しました。
- 経路探索の条件が新たに追加されます。
  - ✓ 「通行条件における優先度の条件選択」として、通行条件A・B条件のみを用いた経路探索を行うかどうか選択可能となります。
  - ✓ 「重要物流道路における通行経路の条件選択」として、重要物流道路等以外の道路の経路延長が短くなるように通行可能経路を求めるか、通行可能経路全体の経路延長が最短となるように通行可能経路を求めるか条件設定が可能となります。

### 【経路探索方法の改良概要】

| 選択内容                                           |                           | 改良前  | 改良後  |
|------------------------------------------------|---------------------------|------|------|
| ①重要物流道路等接続交差点                                  | 算定前                       | 設定不可 | 設定可能 |
|                                                | 算定後                       | 設定可能 | 設定可能 |
| ②経由地点                                          | 重要物流道路等<br>(経由地点)         | 設定可能 | 設定可能 |
|                                                | 重要物流道路等以外<br>(ラストマイル経由地点) | 設定不可 | 設定可能 |
| ③通行条件における優先度の条件選択<br>(通行条件が厳しくても経路が最短となる検索の選択) |                           | 選択不可 | 選択可能 |
| ④重要物流道路における通行経路の条件選択<br>(経路全体の延長が最短となる探索方法の選択) |                           | 選択不可 | 選択可能 |



# ①重要物流道路等の接続交差点の設定方法

- 起点・終点を設定する際、重要物流道路等上の交差点を右クリックすると、パネルが表示され、接続重要物流道路等交差点が設定可能となります。

  
車両登録

  
グループ・組合せ設定

  
経路確認

起点・終点・経由地点設定

地図上を右クリックして、希望する起点・終点、経由地点などを設定してください。

基本情報入力

車両設定

積載貨物設定

車両情報確認

経路設定

添付資料設定

手数料確認

支払

起点に設定

終点に設定

主経路の経由地点に設定

代替経路の経由地点に設定

起点側の接続重要物流道路等交差点に設定 (任意)

終点側の接続重要物流道路等交差点に設定 (任意)

詳細表示

接続重要物流道路等交差点として、設定されます

起点・終点・経由地点

主経路

代替経路

起点 S

出発地住所

交差点番号

起点側接続重要物流道路等交差点 X1

交差点住所 東京都港区芝3丁目

交差点番号 5339355212

終点 G

目的地住所

交差点番号



## ②ラストマイル等の経由地点の設定方法

- 起点・終点を設定する際、重要物流道路等以外の収録道路上の交差点を右クリックすると、パネルが表示され、ラストマイル経由地点が設定可能となります。

起点・終点・経由地点設定

地図上を右クリックして、希望する起点・終点、経由地点などを設定してください。

基本情報入力 車両設定 積載貨物設定 車両情報確認 経路設定 添付資料設定 手数料確認 支払

車両登録  
グループ・組合せ設定  
経路確認

起点に設定  
終点に設定  
起点側ラストマイルの経由地点に設定 (任意)  
終点側ラストマイルの経由地点に設定 (任意)  
詳細表示

ラストマイル経由地点として、  
設定されます

主経路 代替経路

起点 S  
出発地住所  
交差点番号

起点側ラストマイル経由地点 T1

交差点住所 東京都港区芝公園 3 丁目  
交差点番号 5339364416

終点 G  
目的地住所  
交差点番号



### ③通行条件における優先度の条件選択

- 「通行条件における優先度の条件選択」にて、最初にA・B条件のみで経路探索するのか、最初からA～D条件を対象として最短経路を探索するのか、条件の選択が可能となります。

車両登録

グループ・組合せ設定

経路確認

経路探索条件選択

基本情報入力

車両設定

積載貨物設定

車両情報確認

経路設定

添付資料設定

手数料確認

支払

経路探索の条件を選択してください。

■経路探索条件

主経路

最短経路

代替経路

最短経路

通行条件における優先度の条件選択

☐ A、B条件の道路のみになるよう経路探索を行います。A、B条件の道路のみの経路が見つけれなかった場合、C、D条件の道路も含めて再度経路探索を行います。

☒ 最初からA〜D条件全ての道路を対象として最短となる経路を検索します。

重要物流道路における通行経路の条件選択

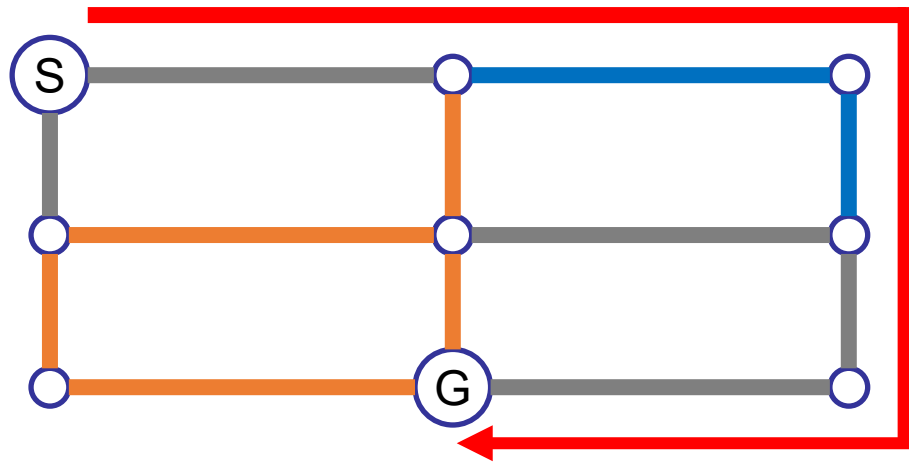
☐ ラストマイル延長が最短となる経路を検索します。

☒ ラストマイルと重要物流道路を含む全経路で最短となる経路を検索します。ラストマイル延長は長くなる可能性があります。なお、重要物流道路ネットワーク内は、通行可能な経路全てを表示しており、最短経路は表示していません。

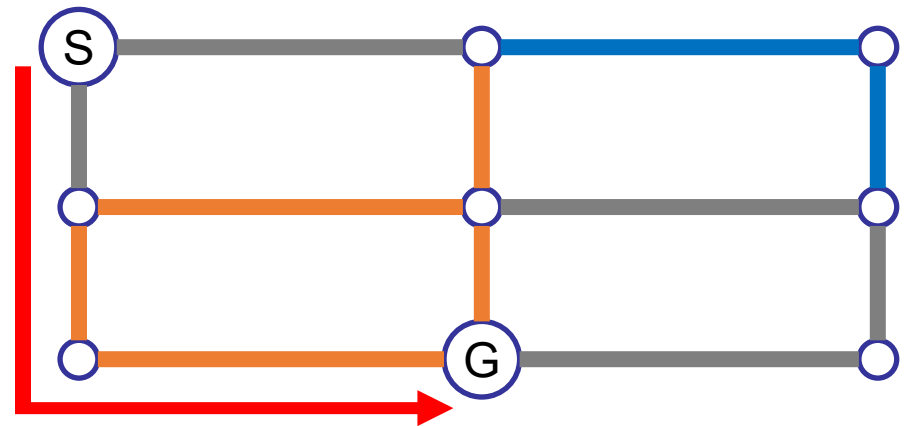
戻る

次へ

【A・B条件のみで経路が見つからなかった場合にCD条件も対象とする  
経路探索イメージ】



【最初からA～D条件を対象として最短となる経路探索イメージ】



## 凡例

⑤

: 起点

: 終点

— : A条件

 : B条件

— : C条件

: 通行可能経路



# ④重要物流道路における通行経路の条件選択

- 「重要物流道路における通行経路の条件選択」にて、重要物流道路等以外の道路延長が最短となる経路か、通行可能経路全体の道路が最短となる経路か、選択が可能となります。

車両登録

グループ・組合せ設定

経路確認

経路探索条件選択

基本情報入力

車両設定

積載貨物設定

車両情報確認

経路設定

添付資料設定

手数料確認

支払

経路探索の条件を選択してください。

■経路探索条件

主経路

最短経路

代替経路

最短経路

通行条件における優先度の条件選択

☐ A、B条件の道路のみになるよう経路探索を行います。A、B条件の道路のみの経路が見つけれなかった場合、C、D条件の道路も含めて再度経路探索を行います。

☒ 最初からA〜D条件全ての道路を対象として最短となる経路を検索します。

重要物流道路における通行経路の条件選択

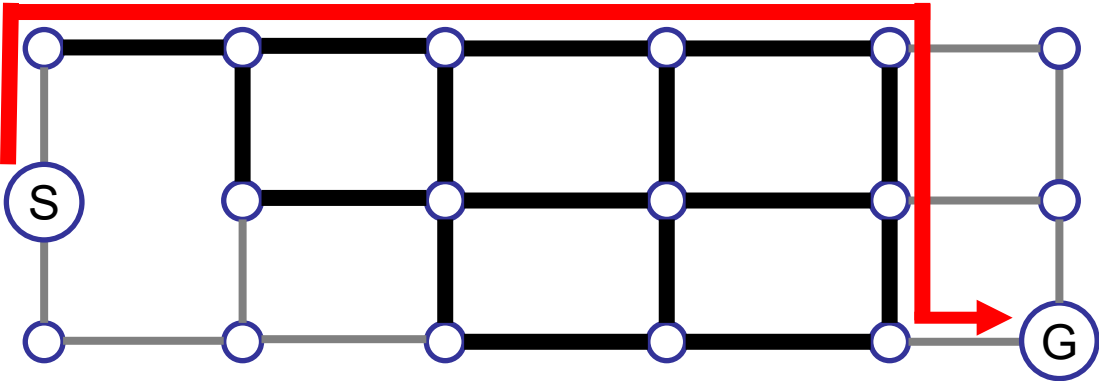
☐ ラストマイル延長が最短となる経路を検索します。

☒ ラストマイルと重要物流道路を含む全経路で最短となる経路を検索します。ラストマイル延長は長くなる可能性があります。なお、重要物流道路ネットワーク内は、通行可能な経路全てを表示しており、最短経路は表示していません。

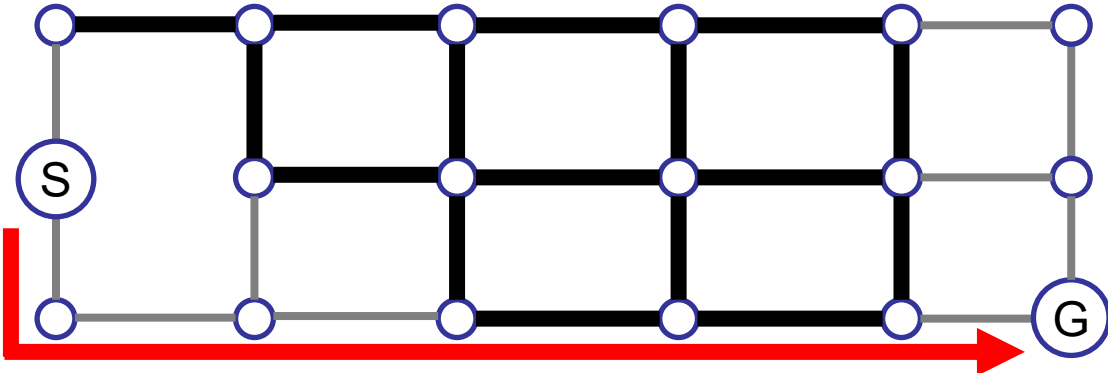
戻る

次へ

【ラストマイルが最短となる経路探索のイメージ】



【全経路が最短となる経路探索のイメージ】



凡例

(S) : 起点    (G) : 終点    粗線 : 重要物流道路    細線 : 重要物流道路以外の収録道路    赤矢 : 通行可能経路

## ( 6 )

# 追加経路端点の通行可否チェックの導入

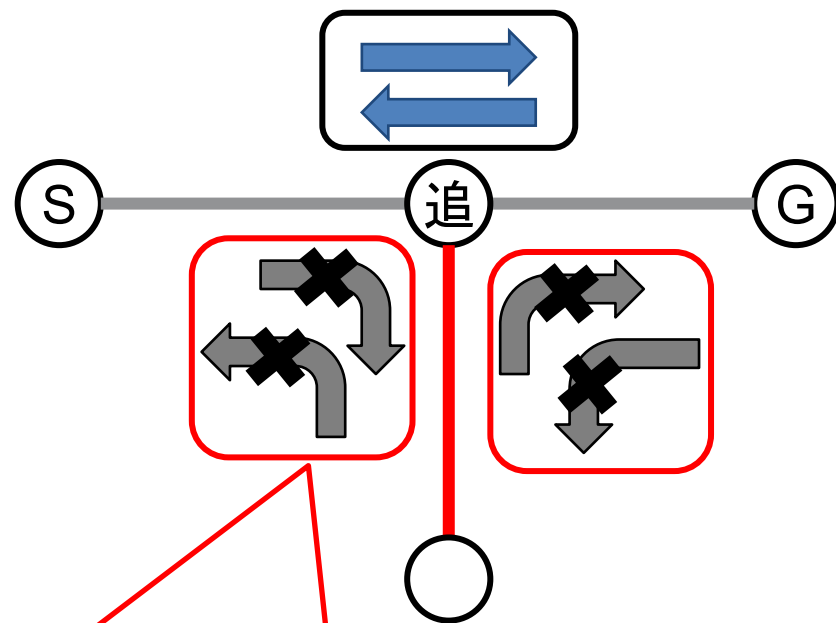
通行可能経路と追加経路の行き来が  
すべて個別審査となる場合は  
通行不可と判定されるようになります

## (6) 追加経路端点の通行可否チェックの導入①

- 通行可能経路と追加経路が行き来できるかについて、通行確認システムにチェックを導入します。  
そのため、追加経路と通行可能経路が行き来できるかに関する目視確認が不要となります。
  - ✓ 通行確認システムでは、通行可能経路と追加経路の間が行き来できるかについて、システムでは未チェックだったため、デジタル地図上の追加経路端点に表示される折進条件を目視確認いただいていた。
  - ✓ 通行可能経路と追加経路の間が行き来ができない（折進条件が全て不許可）の場合にNGとするチェックを導入しました。

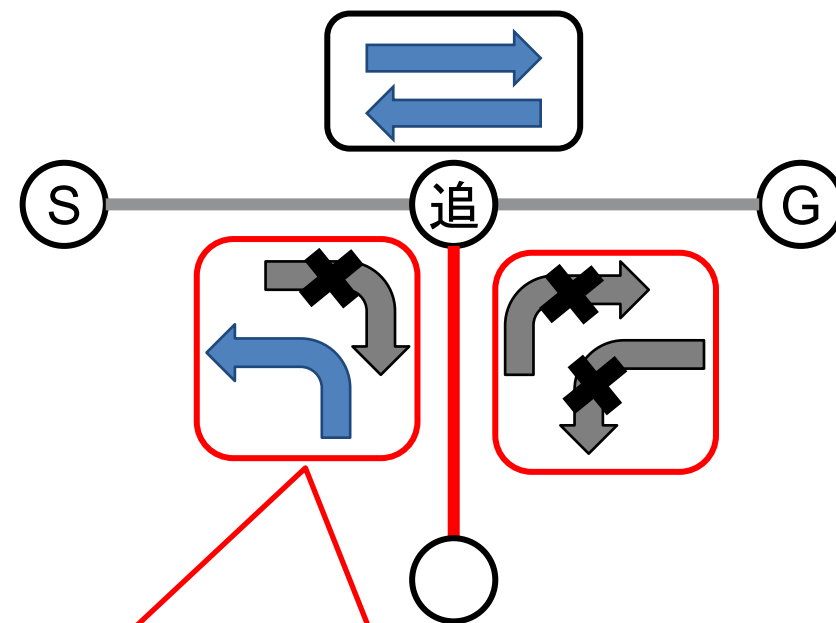
### 【システム改良の概要】

#### ■ チェックNGとなる例



通行可能経路と追加経路の行き来ができないため、追加経路として認められません

#### ■ チェックOKとなる例



通行可能経路と追加経路の行き来が1方向でも可能であれば、追加経路として認められます

#### 凡例

③ : 追加経路端点    — : 通行可能経路    — : 追加経路    ← : 折進条件 (B条件)    ←X : 折進条件 (不許可)  
□ : 通行可能経路の通行可否    □ : 通行可能経路と追加経路の行き来に関する通行可否



# (6) 追加経路端点の通行可否チェックの導入②

- 通行可能経路と追加経路が行き来できない場合は、メッセージ画面が表示されます。



特車通行確認制度システム  
経路確認

申請者ID: ssdev01 氏名: 森 和彦  
法人名: 株式会社特車



トップページ



ログ



車両登録



グループ・組合せ設定



経路確認

編集中心経路一覧

■検索フォーム

経路確認番号

経路確認名称

起点

出発地住所

交差点番号

終点

目的地住所

交差点番号

経路抽出方法

最終更新日

通行期間

算定状態

照合結果

クリア

検索

■編集中心経路一覧

表示件数 10 2,168件の検索結果

新規作成 削除

| 番号 | 経路確認番号   | 経路確認番号<br>(追加元) | 経路確認<br>名称 | 起点         |            | 終点         |            | 経路抽出<br>方法 | 最終更新日      | 通行期間       |            | 算定処理<br>待ち件数 | 算定<br>状態 | 照合<br>結果 | 申請者・車両・<br>積載貨物情報 | 通行可能<br>経路 | 選択                       |
|----|----------|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|----------|----------|-------------------|------------|--------------------------|
|    |          |                 |            | 交差点番号      | 出発地住所      | 交差点番号      | 目的地住所      |            |            | 開始日        | 終了日        |              |          |          |                   |            |                          |
| 1  | 23-50384 | -               | 240301     | 6141710030 | 青森県むつ市横... | 6140760013 | 青森県むつ市川... | 2地点双方向2... | 2024/03/06 | 2024/03/01 | 2025/02/28 | 0            | 要確認      | OK       | 表示                | 手続再開       | <input type="checkbox"/> |



特車通行確認制度システム  
経路確認

申請者ID: ssdev01 氏名: 森 和彦  
法人名: 株式会社特車



トップページ



ログアウト



車両登録



グループ・組合せ  
設定



経路確認

基本情報入力

車両設定

積載貨物設定

車両情報確認

経路設定

添付資料設定

手数料確認

支払

個別審査が必要となるため経路追加できません。  
個別審査となる経路は特車通行確認制度対象外となるため、特車通行許可制度を利用してください。

特車通行許可制度システムはこちら

又は追加経路の編集、削除を行い、再度算定予約を行ってください。

戻る

追加経路の編集・削除

33

## (7) 手数料明細書出力機能の追加

車両登録と回答書発行で支払った手数料  
について、明細書をいつでもダウンロード  
できるようになります

# (7) 手数料明細書出力機能の追加①

これまで明細書発行には特車登録センターへの問い合わせが必要でしたが、登録車両一覧画面と確認済経路の手数料タブのダウンロードボタンを押下することにより、システム上でそれぞれの明細書が取得できるようになります。

## 【登録車両に関する手数料明細書発行の流れ】

The screenshot shows the '登録車両一覧' (Registered Vehicle List) screen. A table lists vehicles with columns for registration type, status, and fee details. A red box highlights the 'ダウンロード' (Download) button in the fee details column for a specific vehicle.

ダウンロードボタンを押下すると、右図の明細書のPDFファイルがダウンロードされます。

### 特殊車両通行確認制度 手数料明細書

企業コード:   
株式会社特車 御中

発行日: 2025年2月26日  
文書番号: 24-0-000005

一般財団法人 道路新産業開発機構  
特 車 登 録 セ ン タ ー  
TEL: 0120-161-948  
FAX: 03-6280-8574  
E-mail: hido-tks-info@tks.hido.or.jp

### ご利用明細

ご利用金額 ¥5,000

支払管理番号:

| 車両番号 | 支払日        | 内容      | 単価 (円) | 数量 (件) | 手数料 (円) |
|------|------------|---------|--------|--------|---------|
|      | 2025年2月26日 | 車両登録手数料 | 5,000  | 1      | 5,000   |
|      |            |         |        | 合計     | 5,000   |

本手数料は、道路法 第47条の4 第5項の規定に伴う行政手数料であり、消費税は非課税となります。



(7) 手数料明細書出力機能の追加②

【回答発行に関する手数料明細書発行の流れ】

経路一覧画面から申請者・車両・積載貨物重量を表示し、手数料タブに移動します。

経路一覧画面

経路詳細画面

特殊車両通行確認制度 手数料明細書

金庫コード: 株式会社特車 御中

発行日: 2025年2月14日

文書番号: 24-1-000002

一般財団法人 道路新産業開発機構

特 車 登 録 セ ン タ ー

TEL: 0120-161-948

FAX: 03-6280-8574

E-mail: hido-tks-info@tks.hido.or.jp

ご利用明細

ご利用金額 ¥800

支払管理番号:

| 回答番号   | 支払日        | 内容      | 単価 (円) | 数量 (件) | 手数料 (円) |
|--------|------------|---------|--------|--------|---------|
| 24-778 | 2025年2月14日 | 経路確認手数料 | 800    | 1      | 800     |
|        |            |         |        |        | 合計 800  |

本手数料は、道路法 第47条の10第5 項の規定に伴う行政手数料であり、消費税は非課税となります。

ダウンロードボタンを押下すると、右図の明細書のPDFファイルがダウンロードされます。

( 8 )

## 新規格車の車両高さ限度値の緩和

車両高3.8M超4.1M以下の  
新規格車においても高さ指定道路の  
通行が可能となります

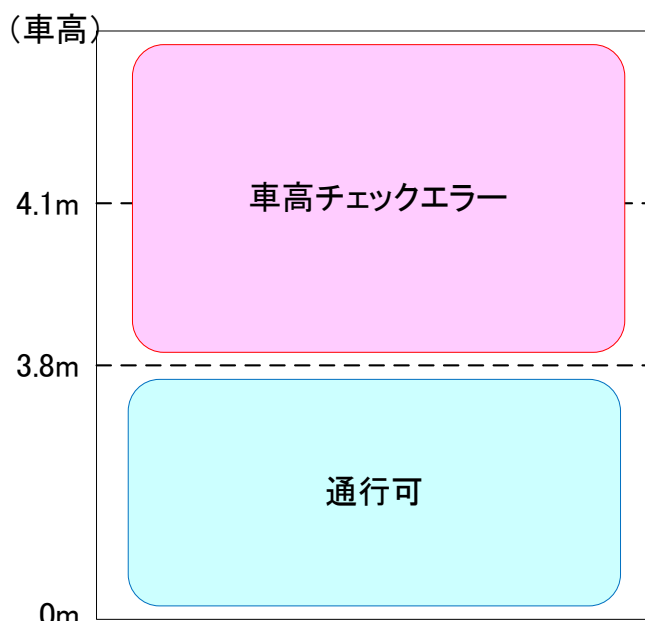
## (8) 新規格車の車両高さ限度値の緩和

- 新規格車において、高さ3.8m超4.1m以下の車両諸元かつ、通行経路がすべて高さ指定道路で完結する場合、申請データの作成が可能となりました。

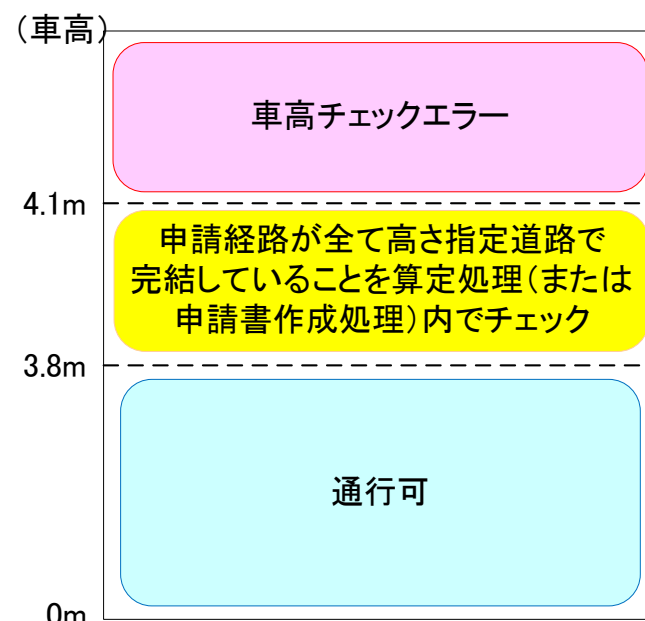
✓ 特例8車種、背高海上コンテナ車（9'6）と同様に、新規格車においても緩和適用対象となります。

### 【改良の概要】

#### 現状



#### 改良後



#### 【改良ポイント】

- ・ 車両条件を満たし、申請経路が全て高さ指定道路の区間となっている必要があります。  
(高さ指定道路以外の区間を経路に含む場合は申請不可となります。)

#### 【凡例】

- — ● 高さ指定道路区間
- — ● 高さ指定道路以外の区間

経路番号1 ● — ● — ● — ●  
経路番号2 ● — ● — ● — ●  
経路番号3 ● — ● — ● — ●

申請経路が全て高さ指定道路の区間となっているため、車高3.8m超～4.1m以内の新規格車の通行は可能

経路番号1 ● — ● — ● — ●  
経路番号2 ● — ● — ● — ●  
経路番号3 ● — ● — ● — ●

申請経路の一部に高さ指定道路以外の区間が含まれているため、車高3.8m超～4.1m以内の新規格車の通行は不可



## (9)

# 高速道路を通行可能な申請車両の拡大

高速道路を含む申請経路の  
車両総重量44トン超車両の  
申請が可能となります

# (9) 高速道路を通行可能な申請車両の拡大

- 車両総重量が44tを超過する車両において、高速道路を含む経路の申請が可能となります。
  - ✓ 高速道路の区間についても算定が行われ、通行条件が付与されるようになります。

## 【改良の概要】

改良後

### 申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。  
要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。  
予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。  
申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。  
申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

**【改良ポイント】**  
・高速道路の走行において、積載物重量を減らす必要はなくなります。

申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

前画面へ戻る 経路図作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定

| 申請番号       | 申請書作成予約<br>受付日時       | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ                                                                | 操作    |        |
|------------|-----------------------|------|--------|----------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 0028829491 | 令和06年08月28日<br>10時32分 | 要再作成 |        | 高速自動車国道等は、車両総重量が44tを超えている場合は走行できません。<br>積載物を減らすか、経路を変更してください。<br>001 | 申請データ | ダウンロード |

このような場合でも申請書作成可能となります

( 1 0 )

## 車両入力における重複車両番号の チェック判定

車両番号を誤って重複して登録されない  
よう判定を追加します

# (10) 車両入力における重複車両番号のチェック判定

- 車両情報入力において、同一型式または異なる型式で車両番号(ナンバー情報)が複数含まれている場合に、登録エラーの対象となっている該当車両を詳細に表示します。
  - ✓ その他軸種では、これまでの通りに、連結状態で同一の車両番号編成である場合にのみ重複エラー判定が行われます。

## 【改良の概要】

現状

改良後

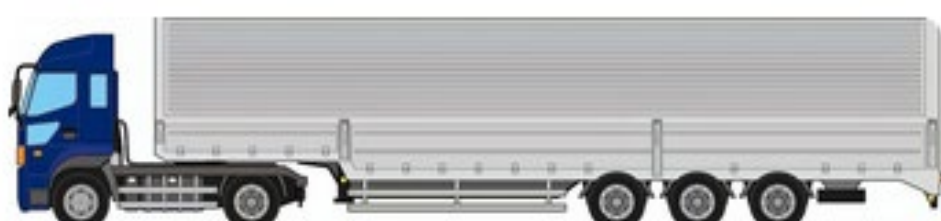
⚠ 車両諸元説明書に未登録もしくは不正の項目があります。確認して下さい。

整理番号 : 1

軸種 : 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸

牽引区分 : **トラクタ**

車両番号が重複しています。確認して下さい。



|    |                        |
|----|------------------------|
| 軸種 | 軸数: 6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 |
|----|------------------------|

トラクタ

|      |           |    |         |
|------|-----------|----|---------|
| 車名   | いすゞ       | 型式 | SZ-123X |
| 車両番号 | 特車11あ1111 |    |         |
| 車両番号 | 特車22い2222 |    |         |

|      |           |    |         |
|------|-----------|----|---------|
| 車名   | 日野        | 型式 | HN-981A |
| 車両番号 | 特車33う3333 |    |         |
| 車両番号 | 特車11あ1111 |    |         |

トレーラ

|      |           |    |         |
|------|-----------|----|---------|
| 車名   | フルハーフ     | 型式 | FH-678V |
| 車両番号 | 特車55か5555 |    |         |
| 車両番号 | 特車66き6666 |    |         |

|      |           |    |         |
|------|-----------|----|---------|
| 車名   | トレクス      | 型式 | TX-803N |
| 車両番号 | 特車77く7777 |    |         |
| 車両番号 | 特車88け8888 |    |         |

⚠ 車両諸元説明書に未登録もしくは不正の項目があります。確認して下さい。

整理番号 : 1  
軸種 : 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸

車両番号 : 特車11あ1111 が重複しています。確認して下さい。

牽引区分 : トラクタ  
車名 : いすゞ  
型式 : SZ-123X

牽引区分 : トラクタ  
車名 : 日野  
型式 : HN-981A

追加するメッセージ内容

### 【改良ポイント】

- ・エラーとなっている重複して入力されている車両を分かりやすく表示します。



(11)

## 経路作成時の出発地・目的地反転 機能の追加

出発地と目的地の経路入力結果の入れ  
替え操作が簡素化されます

# (11) 経路作成時の出発地・目的地反転機能の追加

- 入力済みの経路情報に対してワンクリックで、出発地と目的地を入れ替えて経路の順序を反転させる機能を追加しました。
  - ✓ 本機能を利用する際に、注意事項のメッセージが表示されますので、内容を確認のうえ、使用してください。

## 【改良の概要】

改良後

## 【改良ポイント】

- ・ 特に往路・復路を別経路で申請する場合、復路は目的地⇒出発地の順に入力し直す必要がなくなります。

経路一覧

続けて経路を入力する時は「次経路入力」ボタンを押してください。  
作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)  
作成した住所を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「住所修正」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)  
作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)  
作成した経路の順序を反転する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路反転」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)  
作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。(複数経路選択可能)  
全ての経路を印刷する時は「経路図作成予約」ボタンを押してください。  
全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

| 経路番号 | 出発地住所 | 目的地住所 | 選択区分                                |
|------|-------|-------|-------------------------------------|
| 1    | 出発地1  | 目的地1  | <input checked="" type="checkbox"/> |

次経路入力

経路コピー

住所修正

経路変更

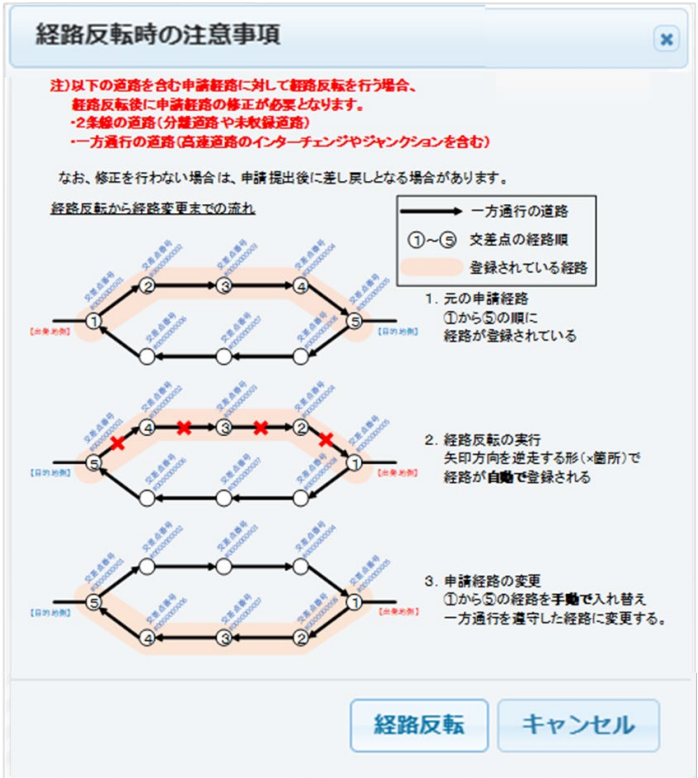
経路反転

経路削除

経路図作成予約

登録

前画面へ戻る



元経路の順序

経路反転後

経路順序

S : 新潟 # 5941400334

↓

主要地方道 岩手県1号線 盛岡横手線

↓

1 : 舟場橋北 # 5941400318

↓

市町村道 盛岡市40004号線 上厨川線 (440004号)

↓

2 : # 5941400114

↓

市町村道 滝沢市193号線 年毛線

↓

E : # 5941400127

A  
↓  
B  
↓  
C  
↓  
D

→

経路順序

S : # 5941400127

↓

市町村道 滝沢市193号線 年毛線

↓

1 : # 5941400114

↓

市町村道 盛岡市40004号線 上厨川線 (440004号)

↓

2 : 舟場橋北 # 5941400318

↓

主要地方道 岩手県1号線 盛岡横手線

↓

E : 新潟 # 5941400334

D  
↓  
C  
↓  
B  
↓  
A

## ( 1 2 )

# 申請者情報入力時の半角カタカナ 入力制御の追加

申請者情報入力で禁止されている  
半角カタカナはシステム登録できない  
よう制御を追加します

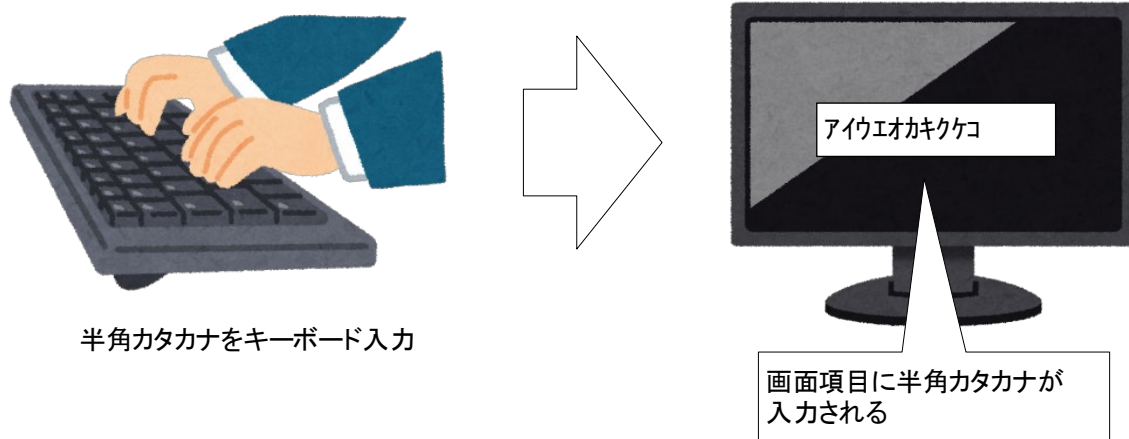
# (12) 申請者情報入力時の半角カタカナ入力制御の追加

- 申請書情報データの入力時において、システムで禁止されている半角カタカナは入力制御により、システムでは入力されません。
  - ✓ 特殊な文字(機種依存文字)については、従来通りに入力エラーとなります。(特殊な文字を除外する必要があります。)

## 【改良の概要】

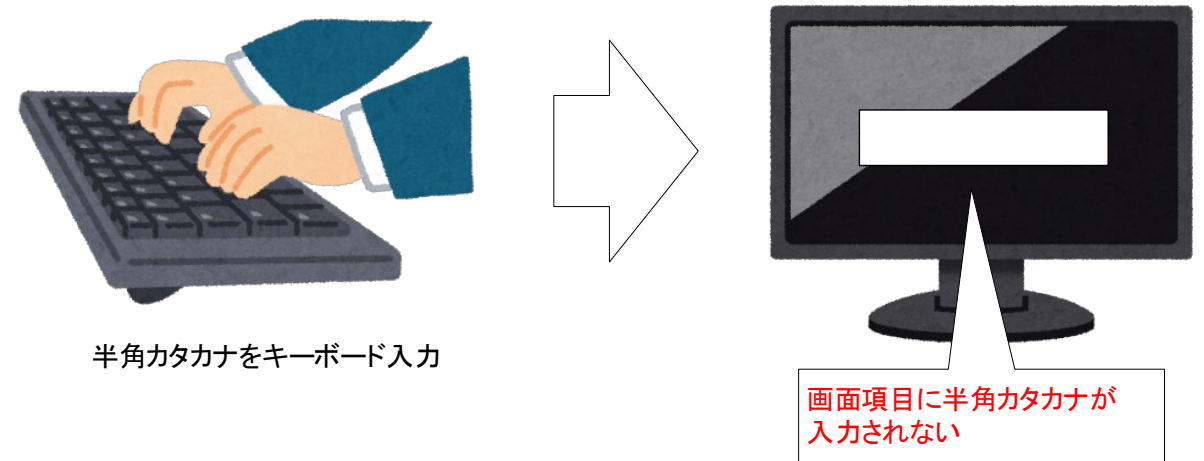
### 現状

画面項目に半角カタカナの入力制限(バリデーション)を設定していない場合



### 改良後

画面項目に半角カタカナの入力制限(バリデーション)を設定している場合



#### 【改良ポイント】

- ・ システム画面内で、半角カタカナは入力されません。  
(システム側で強制的な制御を追加)